

令和7年度入所予定児童向け 放課後児童クラブ利用案内



放課後児童クラブは、学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施するところです。異なる年齢の児童が集団で生活する中で子どもの個性を大切にし、基本的な生活習慣の確立や遊びのサポートをします。

この「利用案内」には、各放課後児童クラブの利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、各放課後児童クラブの入所説明会などの際にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。

1 運営者や職員について

米沢市内の放課後児童クラブは、市の委託を受けて、NPO法人、放課後児童クラブ運営委員会、米沢市社会福祉協議会などが設置・運営しています。

各クラブでは、「放課後児童支援員」の資格を持つ職員が常時保育を行っております。「放課後児童支援員」は山形県が認定する資格で、保育士、教諭資格を持つ者、規定の実務経験を有する者等、一定の要件を満たすものが山形県の実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講し、所定の科目を終了した場合に認定されます。

2 利用できる児童・利用できる放課後児童クラブ

小学校に就学している児童（1～6年生）で、次ページの「支援を必要とする事由」に該当し、家庭における保育が困難な場合です。

利用できる放課後児童クラブは、通学している学区内に開設されているクラブです。

3 利用申込から利用開始までの主な流れ

- ・利用申込受付・入所判定は各クラブで行っています。
- ・具体的な申込時期等については、利用希望クラブへお問合せください。
 - ① 各クラブで入所説明会（秋頃から、各クラブで適宜実施）
※年度途中からの利用の場合は、隨時、各クラブへお問合せください。
 - ② 保護者から各クラブへ利用申込の必要書類（次ページの提出書類を含む）を提出
 - ③ 各クラブで利用についての判定
※提出された書類に基づき、支援を必要とする事由に該当するか否かを各クラブにおいて判断し、そのクラブが利用の決定をします。
 - ④ 各クラブから保護者へ利用決定のご連絡

4 災害時や感染症発生時の対応について

災害時や感染症発生時には、災害時の被災防止又は被害の軽減、感染症の拡大防止など、児童の安全・安心のための措置をとることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

5 利用料について

放課後児童クラブ毎に利用料の設定が異なりますので、詳しくは各クラブにお問い合わせください。

米沢市では、放課後児童クラブを利用しているご家庭の経済的負担を軽くするため、下記世帯を対象に利用料の一部を補助する、利用料軽減事業を行っています。例年8月～9月ころに各クラブを通じて申込をしていただきます。

【対象世帯】

低所得世帯…就学援助制度の要保護又は準要保護の認定を受けた世帯の児童であること。

※就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、安心して学習できるように米沢市が援助を行う制度です。要保護の認定基準は生活保護を受けていることです。準要保護の認定基準は通学している小学校にお問い合わせください。就学援助制度の申請は通学している小学校が窓口です。（利用料軽減事業の申込とは別で行っていただく必要があります。）

多子世帯…同時期に2人以上の児童が放課後児童クラブを利用している世帯の児童であり、世帯の市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円未満であること。

【補助金額】

低所得世帯…①要保護世帯 上限額 月10,000円 ②準要保護世帯 上限額 月7,000円

多子世帯…①第2子 上限額 月5,000円 ②第3子以降 上限額 月10,000円

※月の利用額と上限額を比較して低い方が補助金額となります。

※対象世帯と補助金額は令和6年度の情報です。

6 その他

不安なことや心配なことがある時は、各クラブの職員や市役所子育て支援課に相談してください。

支援を必要とする事由及び提出書類

通年・長期休暇等利用の場合

支援を必要とする事由	内 容	提出書類
(1) 就労等	<ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者が家庭の内外で仕事をすることにより、その児童の保育ができない場合 ※就労等の理由で、既に放課後児童クラブを利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合は、保護者の育児休業取得後も継続して利用できます ※育児休業事由での新規入所はできません 	<p>【会社等にお勤めの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市様式） ※勤務先で記入してもらい、クラブに提出してください。 ※契約期間がある場合は、契約期間ごとに就労証明書を提出してください。 <p>【自営業・農業の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市様式） ※経営者本人の場合はご自身で御記入ください。 <p>・確定申告書か市税申告書など</p> <ul style="list-style-type: none"> ※収入金額・所得金額・控除額等の金額の箇所は黒塗りでも可としています。
(2) 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者が出産前後期間中のため、その児童の保育ができない場合 ※「出産前後期間中」：出産予定期日前8週に当たる日から出産日後8週に当たる日までの間 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し ※出産予定期日が書いてあるところをコピーしてください。
(3) 疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（市様式） ※市様式の「診断書」に通院している病院で記入してもらい、提出してください。
(4) 介護等	<ul style="list-style-type: none"> 児童の家庭に介護が必要な高齢者や病人、看護が必要な兄弟姉妹等があり、保護者が介護、看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（市様式）など ※市様式の「診断書」か、介護保険被保険者証の写し、又は介護保険資格者証の写し
(5) 就学	<ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書」及び「授業日数や時間・期間が分かるものの写し」 ※職業訓練校に在学の人は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。
(6) その他、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 上のほか、上の支援の必要性に類するものとして、保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該理由が確認できる書類 ※児童を保育できない状況がわかるような各種証明書類

※診断書、在学証明書等の証明書は、証明書発行先で有料となる場合がありますのでご留意ください。

一時的な預かりの場合

一時的にその児童の保育ができないため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童について、一時的に預かりを行います。ただし入所希望クラブに空きがある場合のみ預かり可能です。

支援を必要とする事由	添付書類
一時的な通院、一時的な家族の通院付添い 学校行事等の出席、冠婚葬祭、就職面接	<ul style="list-style-type: none"> 診察予約票の写し、領収書の写し、診断書等 案内文書の写し、面接通知の写し等

（記載内容については令和6年12月時点での情報です）

放課後児童クラブ（学童クラブ）

令和7年4月見込

申込方法・開所時間・利用料等はクラブごとに異なります。詳細は各クラブへお問い合わせください。

学 区	ク ラ ブ 名	住 所	電 話 番 号
興譲小	児童クラブまどか	門東町3-3-19	33-9262
東部小	正和(せいわ)こどもの家1	東1-6-107	23-1443
	正和(せいわ)こどもの家2		
	あっとホーム	東1-6-76 17号・23号	24-0828
	ぐっとホーム	東1-6-76 14号・18号	
	ほっとホーム	東1-6-76 21号・22号	
	ひっとホーム	東1-6-76 11号	
西部小	米沢西部みどりの家	直江町10-22	24-3354
	しゃぼん玉クラブ西部Ⅰ	直江町4-16	21-5972
	しゃぼん玉クラブ西部Ⅱ		21-5971
	しゃぼん玉クラブ西部Ⅲ	直江町5-49	21-7700
	しゃぼん玉クラブ西部Ⅳ		21-3545
南部小	南部学童保育所キッズ	本町2-1-35	33-9226
	南部学童保育所ジュニア	本町2-1-37	33-9269
	南部学童保育所スター		
	南部学童保育所オレンジ	大町1-4-34	33-9446
	南部小学区学童保育グレース	福田町1-3-67	23-2211
北部小	たんぽぽクラブ	城北2-1-52	24-4717
	コスモスクラブ		
	コスモスクラブ第2		
	おぼこ広場「北斗塾」	中央7-4-37	070-2011-0557
愛宕小	しゃぼん玉クラブ愛宕	御廟3-11-6	21-2244
	レインボーサウス	御廟3-1-2	22-5257
	レインボーノース		
	レインボーないいろ	御廟3-2-14-6	33-9299
万世小	森の子園第一学童クラブ	万世町牛森4172-6	28-3739
	森の子園第二学童クラブ		28-3800
広幡小	げんきっ子クラブ	広幡町上小菅1394-7 広幡コミュニティセンター内	20-5789
六郷小	のびのびクラブ	六郷町一漆68-2 六郷コミュニティセンター内	080-2805-0585
塩井小	塩井さくらんぼクラブ	塩井町塩野3760 塩井小学校内	24-8156
窪田小	しゃぼん玉クラブ窪田Ⅰ	窪田町窪田598-2	37-3000
	しゃぼん玉クラブ窪田Ⅱ		20-6985
	窪田学童クラブ	窪田町窪田424	37-5272
上郷小	児童クラブ太陽の子	木和田453-1	33-9701
南原小	わかたかクラブ	南原猪苗代町2910-2	38-6565
松川小	風の子クラブ	通町2-12-1	23-3277
	風の子クラブ第2	通町2-11-6	33-9792
	敬師学童クラブ	関根531-1 山上コミュニティセンター内	35-2113

【このチラシに関するお問い合わせ先】米沢市役所 子育て支援課 施設担当 (電話：0238-22-5111)